

議会運営 委員会からの 報告

「一般質問等答弁事項進捗状況調査実施要綱」の施行について

議会運営委員会（以下、「議運」という）では、議事本会議、常任委員会及び特別委員会における一般質問及び町長提出議案に対して、理事者が答弁した内容のその後の対応を調査し、公表することにより下川町自治基本条例に規定する説明責任を果たすため必要な事項を定めましたので報告します。

対象となる調査事項は、一般質問等の中で、「実施します」「検討します」「調査します」等の答弁があったものとなり、議運で調査を実施するかを検討したのち、



議運（委員全員）の合意が確認されると調査内容が記載された調書が議長に提出され、調査の必要があると認められた場合に議長から町長等へ提出されます。

次に、町長等は調書の対応方針や進捗状況を、結論が出るまで定例会本会議の度に報告し、2年若しくは任期のいずれか早い時期を目処に整理する事になります。その後、結果を議会だよりやホームページに掲載し報告する流れとなります。下記には調査の流れを図式化しました。こちらをご覧ください。

